

「市街地再開発事業における立体道路制度の現在」

立体道路制度は、良好な市街地環境を維持しつつ適正かつ合理的な土地利用を促進するため、道路の区域を立体的に定め、それ以外の空間利用を自由にする事で、道路の上下空間での建物の建築を可能にし、道路と建築物等との一体的整備を可能にする制度であり、平成元年に制度化されました。

市街地再開発事業においては、制度創設以来、自動車専用道路等の立体道路を含む事例が複数実現してきましたが、近年の制度拡充の中で、既存道路の上空利用（立体活用）にも適用可能となり、従来から道路と建物の関係の中で、様々な議論や工夫がなされてきた中で、一定の解決手法が示されたところです。

本研究会では、これまでの立体道路制度の制度改正等の変遷や道路・駅前広場等をビル低層部に取り込むような複合ビルニーズに関する事例を振り返りつつ、区分地上権といった特殊な権利設定について解説しつつ、再開発事業の中でできることとできないことを整理します。また、近年の制度改正で可能となった既存道路を残しつつ道路上空に建物を建てるスキームでの市街地再開発事業の先進事例である広島市「基町相生通地区」を取り上げ、施行者の立場から、都市再開発法と道路法との関係、道路管理者との協議、権利変換計画、区分地上権等の権利設定に至るまで、詳細に解説します。

また、これまでの実現事例や検討事例等を踏まえ、今後の立体道路制度の展開を多面的に議論することにより、道路の立体利用を活用した市街地の再生・都市の再開発に資することを目的とします。

◇ 内 容

1. 市街地再開発事業と立体道路制度
  - ①立体道路制度の制度改正等の変遷
  - ②道路・駅前広場等をビル低層部に取り込むような複合ビルニーズの事例
  - ③区分地上権の権利設定について
  - ④市街地再開発事業における立体道路制度の現在位置
2. 基町相生通地区（広島市）における事例紹介
  - ①都市再開発法と道路法との関係性
  - ②権利変換計画・権利設定等について
3. 今後の立体道路制度の展開について（パネルディスカッション）

◇ 講 師

（独）都市再生機構 都市再生業務部中国まちづくり支援事務所広島都心部再生課長 松村 尚 氏  
 （独）都市再生機構 都市再生業務部まちづくり支援室まちづくり支援課担当課長 安藤 健治氏  
 日建設計コストラクツヨウ・マツダ ミト（株）マツダ ミト・コンサルティング 部門 ディレクター 古澤 健児氏  
 （一社）再開発コーディネーター協会 事業企画委員会 委員

◇ コーディネーター

（株）アール・アイ・エー東京本社 開発企画本部長 中尾 俊幸氏  
 （一社）再開発コーディネーター協会 事業企画委員会 委員

日 時：令和6年2月7日（水） 14：00～17：00  
 場 所：ビジョンセンター浜松町（住所：港区浜松町 2-8-14 浜松町TSビル）  
 ※会場が外部会場ですので、ご注意ください。（<https://www.visioncenter.jp/hamamatsucho/access/>）  
 定 員：50名前後（但し、定員になり次第、締切と致します。）  
 参加費：15,000円（会員は13,000円）（税込）  
 ※事前振込とし、当日参加費の現金取扱いは致しません。

申込方法：下記①、または②の方法にてお申込み下さい。

- ① 右記申込みフォームよりお申込み下さい。【<http://urca.or.jp/mailform/gijyutu06/gijyutu06entry.html>】
- ② 下記申込欄にご記入のうえ、FAXまたはメールにてお申込み下さい。

FAX 03-3454-3015 メール：jigy@urca.or.jp

※ 参加される方は、各々マスクをご用意頂きますよう、お願い致します。

※ 受講当日は、受講票（後日送付）を忘れずにお持ちいただきますよう、お願い致します。

なお、開催の5日前までに入金確認が取れない場合、受講票は無効となります。

会社名： \_\_\_\_\_ 電 話： \_\_\_\_\_

請求書送付先：（〒 \_\_\_\_\_ ） \_\_\_\_\_

請求書宛名： \_\_\_\_\_  
 会員種別【 1.個人会員（正・賛助） 2.法人会員（正・賛助） 3.一般 】

所 属・役 職 名	氏 名	連絡先メールアドレス